

村山市農業委員会総会会議録（第2回）

1. 期日 令和8年2月13日（金） 午前10時00分～

2. 会場 全員協議会室（市役所3階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（14名）

—	—	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	11番	海老名正度
—	—	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
—	—	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
—	—	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	17番	笹原 泉
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

（2）農業委員の欠席者名簿（4名）

1番	石川 賢也	3番	阿部 憲一
5番	門脇 忠教	7番	川田 雅紀

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第10号 村山市農用地利用集積等促進計画について

議第11号 村山市農地賃料情報について

5. 報 告

報第3号 農地法第3条の許可の取り消しについて

報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第5号 農地改良届出について

報第6号 村山市農作業賃金・機械利用標準について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 中里 恭一

局長補佐兼事業推進係長 高宮 和弘

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長

猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

みなさんお疲れ様です。降雪がだいぶ落ち着き、例年よりも雪が少ないことから、水不足が心配されますが、体に気を付けて活動くださいますようお願いいたします。

それでは、第1回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

11番 海老名 正度 委員、12番 奥山 金弥 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 議事

議長(青柳 篤)

議第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法3条の許可申請は12番から20番までの9件で、所有権の移転が6件、賃貸借権の設定が3件です。

地目・面積は田が23,486㎡、畑が8,697㎡、樹園地が24,383㎡です。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号12番から20番の案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(2月3日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除く 12 番から 20 番までの 9 件は原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第 7 号の 12 番から 20 番までの 9 件は原案のとおり決しました。

続きまして、議第 8 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

農地法 4 条の許可申請は 2 番の 1 件です。地目、面積は畑で 507 m²です。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請人が「農機具格納庫、雪置場」用地として整備するため、農地転用をするものです。

農地区分は、農業振興地域内の農用地区域内にあるため「農用地区域内農地」に該当しますが、農業用施設用地へ用途変更を令和 8 年 1 月 19 日付けで行っており、農振法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当するため、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

この案件につきまして、2 月 3 日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。本案件は委員案件ですので、13 番委員はご退席願います。

(13 番委員退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、2番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め議第8号は原案のとおり決しました。

続きまして、議第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、2月3日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、2番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第9号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第10号「村山市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

この度の促進計画は、令和8年度から新規契約として締結するものです。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(高宮補佐)

議案書に基づき、総括票、集計表 153 番から 219 番までの利用権設定について農用地利用集積等促進計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが議事案件の中に委員案件が 4 件ありますので、初めに委員案件を除く 153 番から 192 番まで、194 番から 207 番まで、210 番から 212 番まで、214 番から 219 番までの 63 件について審議します。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしと認め、委員案件を除く 63 件は原案の通り決しました。

続いて 193 番の委員案件 1 件について審議します。8 番委員はご退席願います。

(8 番委員退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決します。193 番の委員案件 1 件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

異議なしと認め 193 番の委員案件 1 件は原案のとおり決しました。

8 番委員はご着席ください。

(8 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続いて 208 番の委員案件 1 件について審議します。6 番委員はご退席願います。

(6 番委員退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決します。208 番の委員案件 1 件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

異議なしと認め 208 番の委員案件 1 件は原案のとおり決しました。6 番委員はご着席ください。

(6 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続いて 209 番の委員案件 1 件について審議します。14 番委員はご退席願います。

(14 番委員退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決します。209 番の委員案件 1 件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

異議なしと認め 209 番の委員案件 1 件は原案のとおり決しました。14 番委員はご着席ください。

(14 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続いて 213 番の委員案件 1 件について審議いたしますが、私が構成員となっている団体の案件ですので、ここで議長交代します。

(議長交代)

議長(笹原代理)

暫時議長を務めます。委員案件 213 番について審議します。青柳会長、4 番委員はご退席願います。

(青柳会長、4 番委員退席)

議長(笹原代理)

ご意見、ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(笹原代理)

採決します。213 番の委員案件 1 件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし

議長(笹原代理)

異議なしと認め 213 番の委員案件 1 件は原案のとおり決しました。青柳会長、4 番委員はご着席ください。

(青柳会長、4 番委員着席)

議長(笹原代理)

委員案件の審議が終了しましたので議長を会長に交代します。

(議長交代)

議長(青柳 篤)

これで議第 10 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

続きまして、議第 11 号「村山市農地賃借料情報について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

2月5日に開催した運営委員会において、令和7年1月から12月まで1年間の「農地法3条、農用地利用集積計画、中間管理事業」の賃貸借データ、田が1,348件、畑が13件、合計1,361件、うち農地中間管理事業分882件を基に抽出、検討を行った賃借料を記載しております。この金額は、土地改良区費を除いたもので、平均値の70パーセントを下回るもの及び超えるものを集計から除き百円単位で算出しています。

その結果、平均額で比較すると田は、昨年より4,400円高い10,300円となっており、畑は400円低い4,000円という結果となっております。米価は1kgあたり300円(R6年183円/Kg ⇒ R7年300円/Kg〔+117円〕)としております。村山市では中間管理事業の賃借料が上がったことから、この結果になっているものと思われます。

くわえて、地域毎に金額、増減について説明を行った。

決定された内容については、市報3月1日号に掲載するとともに、市のホームページに掲示して情報提供いたします。また、チラシを作成し希望者へ配布する予定です。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第11号は、原案のとおり可決決定されました。

議長(青柳 篤)

続きまして、5の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

続いて報告事項の、報第3号から報第6号までの4件について事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

報告事項、報第3号「農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて」、報第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報第5号「農地改良届出について」、報第6号「村山市農作業賃金・機械利用料標準について」本文を朗読し説明した。

(説明内容)

報第3号、「農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて」取り消し願がありましたので報告します。大字本飯田字窪の目3619番地他1件で、地目、面積は田で、6,748㎡です。令和7年10月28日に農地法第3条の所有権移転の申請があり12月15日の第12回総会で許可していただきましたが、令和8年1月22日に「農地法第3条第1項の規定による許可の取り消し願」を申請したものです。取り消し願いの申請に至った詳細は、いったん合意し決定した売買価格について、所有者より異議の申出があったため申請に至りました。

続いて報第4号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」は賃貸借の合意解約の通知がありましたので報告します。47番から76番までの30件です。地目と面積は田が89,640㎡、畑が6,059㎡、樹園地が2,513㎡です。解約理由は、新たに中間管理機構へ貸付するものが19件、売買が4件、その他7件は、それぞれ貸人・借人の都合によるものです。関連事項の欄等、ご確認ください。なお、集積の助成金、離農補償の返還ありません。

続いて、報第5号「農地改良届出について」です。1番の1件です。楯岡笛田四丁目5486他1筆です。地目と面積は田、1,794㎡です。申請地の周囲が高く排水不良が不良であるため、申請概要の事由欄に記載してあるとおり、盛り土を行い畑地として利用する内容です。

続いて、報第6号「村山市農作業賃金・機械利用料標準について」は2月5日に、村山市農作業賃金・機械利用料標準策定協議会において、資料記載のとおり、令和8年度の標準金額を決定いたしました。田植え、畦塗りを除く項目で昨年度金額より増加となりました。

説明は以上です。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

14番委員(高橋 昭)

農地改良届出について、楯岡笛田四丁目と大字楯岡字長下の2ヵ所を同時に申請しているようですが、一度の2ヵ所の申請は認められるのですか。

事務局(猪藤係長)

農地改良指導要領に基づき受け付けておりますが、要領において一度に2ヵ所の申請は受け付けない旨の記載はないことから、この度の申請を受け付けております。また、申請箇所は道路を挟んで隣接しているため、農地改良を効率的に行うためには同時に2ヵ所施工することが妥当であると考えております。

14番委員(高橋 昭)

記憶では申請した農地改良が完了しない限り、同一人が新たに農地改良を申請することは認めないというルールは今もありますか。

事務局(猪藤係長)

運用上、申請した農地改良が完了しない限り、同一人の新たな農地改良の申請は受け付けておりません。

14 番委員（高橋 昭）

わかりました。

議長（青柳 篤）

ほかにご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長（青柳 篤）

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

（6）閉会

以上をもちまして、議事の議案第 7 号から議第 11 号までの 5 件と、報告の報第 3 号から報第 6 号までの 4 件について終了します。

終了 午前 10 時 50 分